

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年清水町条例第10号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）第9条の3に規定する通勤手当及び第12条に規定する時間外勤務手当に相当する額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）第9条の3に規定する通勤手当及び第12条に規定する時間外勤務手当に相当する額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。